

福岡市中間技術検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市契約事務規則（昭和39年福岡市規則第16号。）第41条第1項第4号に定めるその他必要と認めたとときの検査のうち、工事の品質を確保するために施工途中に行う技術的検査（以下「中間技術検査」という。）について必要な事項を定めるもの。

(対象工事)

第2条 中間技術検査の対象となる工事は、設計金額が1億円以上の工事とする。ただし、別表に掲げる工事は除外する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の担当課長が特に必要と認められた場合は、財政局技術監理部検査課長（以下「検査課長」という。）と協議の上、中間技術検査を実施することができる。

3 中間技術検査の対象となる工事の担当課長（以下「工事担当課長」という。）は、当該工事の特記仕様書に中間技術検査の対象工事であることを明示しなければならない。

(実施時期の原則)

第3条 中間技術検査の実施時期は、当該工事の出来高が概ね50%となったとき又は当該工事の施工上の重要な変化があったときを原則とする。

(実施回数)

第4条 中間技術検査の実施回数は、原則として1回とする。ただし、工事が1年を超える場合又は技術上の必要がある場合その他の場合で、工事担当課長又は検査課長が必要と認めるときは両方で協議の上、2回以上実施することができる。

(検査依頼)

第5条 工事担当課長は、中間技術検査の実施について、中間技術検査依頼書兼検査員・立会人指名書（様式1）により、検査課長へ依頼するものとする。

(実施期日の決定及び通知)

第6条 中間技術検査の実施日時その他の必要事項（以下「実施期日等」という。）は、工事担当課長と検査課長が協議し決定する。

2 工事担当課長は、前項により実施期日等を決定した場合は、請負人へ事前に通知するものとする。

(検査項目及び方法等)

第7条 中間技術検査は、施工体制、施工状況、施工管理、品質、出来形、出来栄その他について実施する。

2 前項の検査は、現地検査並びに書類検査及び写真検査の方法で実施する。

3 検査員は、工事の品質確保のため請負人に対して必要な指導、助言を行うものとする。

4 中間技術検査に係る監督員及び請負人の立会、改善指導その他の指示については、部分払検査及び完成検査における取扱いに準じて行うものとする。

(検査報告等)

第8条 検査員は、中間技術検査を行ったときは、中間技術検査報告書（様式2）により、市長に報告しなければならない。

(他の検査との調整)

第9条 指定部分検査又は部分払検査は、中間技術検査を兼ねることができる。

2 前項によらない中間技術検査は、指定部分検査又は部分払検査で実施した検査項目を省略することができる。

3 検査員は、中間技術検査での改善指導その他の指示(以下「指導事項等」という。)については、完成検査時に指導事項等の処理状況を確認するものとする。また、その結果については、完成検査の評価に反映させるものとする。

(給付)

第10条 中間技術検査で確認した出来形部分については、技術的な確認は行うが給付の対象としない。

(引渡し)

第11条 請負人は、中間技術検査により確認された出来形部分の工事目的物の引渡しは行なわないものとし、引渡しまで善良に管理するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成20年1月1日から実施し、同日以後に入札公告される請負工事について適用する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以後入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う請負工事(以下「契約の誘引を行う請負工事」という。)について適用し、同日前の契約の誘引を行う請負工事については、なお従前の例による。

別表

土木	維持、修繕、土工、しゅんせつ、植栽、除草、管更正、アスファルト舗装、防護柵、区画線等の単純工事
建築	畳工事、建具工事、襖工事、黒板工事、防水工事、塗装工事、解体工事等の専門工事、改造工事、改修工事及び現場工期が短い工事
電気	道路照明灯設置工事、信号機設置工事及び昇降機設置、機器の修繕・取替等の製作期間が長く現場工期が短い工事
機械	定期修理、船舶建造、製作期間が長く現場工期が短い、大型ポンプ、クレーン等の設置工事